

社会福祉法人こもはら福祉会指定居宅介護支援事業所
「居宅介護支援事業所 はなの里」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 こもはら福祉会(以下「本会」という。)が実施する指定居宅介護支援の事業(以下「本事業」という。)は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス、又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の適宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行なう。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行なう。
- 4 事業の運営にあたっては、名張市区域の地域介護相談所、まちの保健室、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。また、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)より介護予防支援業務に係る委託を受けるに当たっては、介護支援専門員1人当たりの上限内及び標準担当件数の範囲内に限り、介護予防支援業務を行なうことができるものとする。
- 5 介護支援専門員1人(常勤換算)当たりの担当利用者数は44名程度とする。
- 6 上記のほか、「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平11厚令38)を厳守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 居宅介護支援事業所 はなの里
(2)所在地 三重県名張市西田原 2000 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 居宅介護支援事業所 はなの里(以下「事業所」という。)に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名:常勤兼務

(管理者の職務)

管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行なうとともに、職員にこの規程を厳守させるために必要な指揮命令を行なう。

(2) 介護支援専門員3名以上(常勤専従)

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行なう。

(3) その他補助職員:利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の職務)

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、法人の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所:事業所の相談室または利用者の自宅及び相談に相応しい場所

(2) 使用する課題分析票:平成11年11月12日・老企第29号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」による。

(3) サービス担当者会議の開催場所:事業所の会議室又は利用者の自宅及び開催に相応しい場所

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度:最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ隨時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 名張市全域及び伊賀市(一部地域)を通常の事業の実施範囲とする。

(利用料)

第8条 居宅介護サービス計画作成にかかる利用料負担はない。

2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道 10 km未満 100 円
 - (2) 事業所から片道 10 km～20 km未満 200 円
 - (3) 事業所から片道 20 km以上の場合は 1 km毎に 10 円加算
- 3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 その他、利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上減額又は免除することができる。

(虐待防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げ

る措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要な事項は事業所が別に定める。

(改正)

第14条 この規程を改正又は廃止したときは本会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成12年3月31日から施行する。

平成17年 2月 1日改定	平成18年 4月 1日改定
平成18年 4月17日改定	平成18年 9月 1日改定
平成19年 3月 1日改定	平成19年 9月 1日改定
平成19年11月 1日改定	平成20年 2月 1日改定
平成20年 4月 1日改定	平成20年 7月 1日改定
平成20年 8月 1日改定	平成21年 9月 1日改定

平成22年 1月12日改定	平成22年 4月 1日改定
平成22年 7月 1日改定	平成22年12月 1日改定
平成23年 3月 1日改定	平成23年 4月 1日改定
平成24年 3月 1日改定	平成24年 4月 1日改定
平成25年 4月 1日改定	平成26年 5月 1日改定
平成27年 4月 1日改定	平成27年 9月 1日改定
平成28年 4月 1日改定	平成29年 1月 1日改定
平成30年 6月 1日改定	

この規程は、令和2年3月23日から施行し、改正後の第4条の規定は令和元年12月1日から、第7条の規定は令和2年3月1日から適用する。

令和 3年10月 1日改定
令和 5年 4月 1日改定
令和 6年 4月 1日改定